

岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程

〔平成20年6月25日
岡大規程第79号〕

改正 平成21年 1月13日規程第 1号
平成21年 9月10日規程第49号
平成21年10月 2日規程第53号
平成22年 2月16日規程第 2号
平成22年 3月31日規程第26号
平成22年 7月 8日規程第65号
平成23年 3月31日規程第48号
平成23年 4月28日規程第71号
平成23年 9月27日規程第98号
平成24年 3月30日規程第33号
平成24年 4月27日規程第38号
平成24年 6月 5日規程第39号
平成25年11月29日規程第42号
平成26年 3月31日規程第27号
平成27年 3月31日規程第38号
平成28年 3月31日規程第43号
平成29年 6月16日規程第40号
平成30年 3月30日規程第34号
平成31年 3月29日規程第57号

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学が中国・四国地域の中核大学としての責務を果たすとともに、産業・社会情勢などの変化及び学問領域の新たな発展に対応し、学部・研究科等の枠を超えて教育の高度化及び研究の活性化を戦略的に推進することを目的として、岡山大学教育研究プログラム戦略本部（以下「戦略本部」という。）を置く。

（業務）

第2条 戦略本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる必要な業務を行う。

- 一 目的別教育プログラムの企画支援及び実施
- 二 大型プロジェクト研究の企画支援及び実施
- 三 教育に専念する教員（以下「教育教員」という。）の選定及び当該教員に対する優

遇措置の検討

四 プロジェクト研究に専念する教員（以下「プロジェクト研究教員」という。）の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討

五 教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援

六 その他第4条に定める本部長が必要と認めた業務
(部門)

第3条 戦略本部に、次の各号に掲げる部門を置く。

一 教育プログラム部門

二 プロジェクト研究部門

三 環境整備部門

2 教育プログラム部門は、目的別教育プログラムの企画支援並びに教育教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討等を行う。

3 プロジェクト研究部門は、大型プロジェクト研究の企画支援並びにプロジェクト研究教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討等を行う。

4 環境整備部門は、教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援等を行う。

(本部長)

第4条 戦略本部に、本部長を置く。

2 本部長は、学長とする。

3 本部長は、戦略本部を代表し、その業務を総括する。

(副本部長)

第5条 戦略本部に、副本部長を置く。

2 副本部長は、企画・評価・総務担当理事とする。

3 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(部門責任者)

第6条 第3条第1項各号に定める部門に、部門責任者を置く。

2 教育プログラム部門の部門責任者は、教学担当理事とする。

3 プロジェクト研究部門の部門責任者は、研究担当理事とする。

4 環境整備部門の部門責任者は、企画・評価・総務担当理事、研究担当理事、医療担当理事及び財務・施設担当理事とする。

(部門担当者)

第6条の2 第3条第1項各号に定める部門に、部門担当者を置く。

2 教育プログラム部門の部門担当者は、学務部長とする。

3 プロジェクト研究部門の部門担当者は、研究協力部長とする。

4 環境整備部門の部門担当者は、総務・企画部長、財務部長及び施設企画部長とする。

(支援ユニット)

第7条 戦略本部に、戦略的プログラム支援ユニット（以下「支援ユニット」という。）を置く。

2 支援ユニットは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大型プロジェクト研究として推進すべきプロジェクト研究の探索、提案
- 二 大型プロジェクト研究にかかるマネジメント
- 三 目的別教育プログラム及び大型プロジェクト研究（以下「教育研究プログラム」という。）に対する教育研究の補助並びに技術及び事務の支援
- 四 その他、教育研究プログラムの推進に資する活動

3 支援ユニットに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 ユニット長
- 二 その他必要な専任又は兼任の職員

4 ユニット長は、本部長が指名する。

5 ユニット長は、本部長の監督の下に、支援ユニットにおける業務を掌理する。

6 支援ユニットの事務は、関係部課の協力を得て、研究協力部において処理する。

（運営会議）

第8条 戦略本部に、教育研究プログラム戦略本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究プログラムの企画支援に関する事項
- 二 次条に定める推進拠点の設置及び改廃に関する事項
- 三 推進拠点に置く専任教員（教員に相当する職種に雇用する特別契約職員を含む。）の人事に関する事項
- 四 教育の高度化及び研究の活性化をはじめとする本学の機能強化を戦略的に推進するための経費の配分に関する事項

五 設備整備計画に関する事項

六 その他戦略本部の運営に関する重要事項

3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 本部長
- 二 副本部長
- 三 部門責任者
- 四 岡山大学病院長
- 五 その他本部長が必要と認める者

4 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。

5 運営会議に関する事務は、総務・企画部大学改革推進課において処理する。

（専門委員会）

第8条の2 運営会議に、その専門的事項あるいは運営会議から諮問された事項を調査、検討する必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関することは、別に定める。

(推進拠点)

第9条 戦略本部に、本学が世界のリーディング大学と伍し、本学の強み・特色を最大限に生かすために重要と思われる教育研究プログラムであり、将来、原則として複数部局に関連する組織又は取組となる拠点（以下「推進拠点」という。）を置く。

2 推進拠点の名称及びその推進する教育研究プログラムの課題名等は、運営会議が定める。

3 推進拠点には、その教育研究プログラムの内容に応じて、専任の職員を置くことができる。

4 推進拠点の事務は、関係部課の協力を得て、当該推進拠点を管理する部課において処理する。

(支援ユニット及び専任の職員を置く推進拠点に関する特例)

第10条 支援ユニット及び専任の職員を置く推進拠点に対する次の諸規則の規定の適用については、支援ユニット及び当該推進拠点を部局（又は部局等）とみなす。

一 岡山大学組換えDNA実験安全管理規則（平成16年岡大規則第24号）

二 国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号）

三 国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程（平成16年岡大規程第57号）

四 国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）

五 国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）

六 国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成19年岡大規程第6号）

七 国立大学法人岡山大学危機管理規程（平成19年岡大規程第63号）

八 国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（平成19年岡大規程第70号）

九 国立大学法人岡山大学法人文書管理規程（平成21年岡大規程第55号）

2 専任の職員を置く支援ユニット及び推進拠点に対する国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）の規定の適用については、ユニット長及び当該推進拠点の長を部局長等とみなす。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。